

## 産業団地造成事業設計・許認可業務委託 特記仕様書

本特記仕様書は「産業団地造成事業設計・許認可業務委託」に適用する。なお、本特記仕様書に明記なき一般事項は、平成21年栃木県業務委託共通仕様書によるものとする。また、共通仕様書中「栃木県県土整備部」とあるのは「那須塩原市」と読み替えるものとする。

### 1 業務の目的

本業務は、産業団地造成事業に必要となる設計及び開発許認可の手続きを行うことを目的とする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 産業団地造成事業設計・許認可業務委託
- (2) 履行場所 那須塩原市高林地内
- (3) 業務の概要 土地利用計画業務、基本設計業務、開発許認可協議・申請業務等
- (4) 履行期間 契約日の翌日から平成31年3月8日まで

### 3 業務実施上の条件

管理技術者及び照査技術者に関する要件

技術士（総合技術管理部門 建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録証の交付を受けている者

### 4 業務内容

#### (1) 土地利用計画業務

平成29年度に市が実施した測量調査及び地質調査の成果、現地踏査やインフラ・法規制等の基礎資料収集を行い、計画条件を把握・整理する。計画条件を踏まえ、計画内容の規模・体系・パターン・配置を複数案検討し、土地利用計画として取りまとめる。

土地利用計画の各種図面は、市から提供する地形図等を基に作成する。

#### 【作業内容】

- ① 計画条件の把握・検討
- ② 計画方針・各土地利用主要施設の規模・体系・パターン・位置検討
- ③ 造成計画（土量算出は40～50mメッシュで行う）
- ④ 交通計画・道路計画
- ⑤ 排水計画
- ⑥ 土地利用計画
- ⑦ 報告書・概要書
- ⑧ 事業遂行に伴う諸作業

#### 【成果品】

- ・周辺関係図 1/5,000～1/10,000 程度
- ・現況説明図 1/2,500～1/5,000 程度  
（位置・自然条件・土地利用概定計画・諸圏域・交通・周辺諸施設・文化財分布など）
- ・造成計画図 1/2,500～1/5,000 程度

(方針・保存地区設定など)

・環境計画図 (緑地・景観計画)	1/2,500~1/5,000 程度
・施設及び交通計画図 (規模・体系・幹線線形・幅員など)	1/2,500~1/5,000 程度
・供給処理施設計画図 (幹線・流向など)	1/2,500~1/5,000 程度
・防災計画図	1/5,000~1/10,000 程度
・土地利用計画図	1/5,000~1/10,000 程度
・土地利用計画報告書	
・事業遂行に伴う諸作業の成果など (作成資料、類似例、参考資料など)	

## (2) 基本設計業務

土地利用計画に基づき各計画を現地との対応において位置を定め、計画相互を調整しつつ、基本設計として取りまとめる。

基本設計の各種図面は、市から提供する地形図等を基に作成する。

### 【作業内容】

- ① 諸施設の内容・配置・宅地等の検討設計
- ② 整地設計
- ③ 防災設計
- ④ 調整池設計
- ⑤ 道路設計
- ⑥ 排水設計（雨水・汚水）
- ⑦ 公園・緑地設計
- ⑧ 上下水道設計
- ⑨ 総合基本設計作成（土地利用・施設配置の方針や総合的空間の概要を示すもの）
- ⑩ 年次計画、工事費概算
- ⑪ 設計説明書

### 【成果品】

・現況解析図	1/1,000~1/2,500 程度
・土地利用区分図	1/1,000~1/2,500 程度
・施設配置計画図	1/1,000~1/2,500 程度
・環境計画図	1/1,000~1/2,500 程度
・整地計画平面図	1/1,000~1/2,500 程度
・整地計画断面図	1/1,000~1/2,500 程度
・土量算定図	1/1,000~1/2,500 程度
・運土計画図	1/1,000~1/2,500 程度
・標準構造図（整地）	1/50~1/100 程度
・防災計画平面図	1/1,000~1/2,500 程度

・調整池計画図	1/300~1/500 程度
・標準構造図（防災）	1/50~1/100 程度
・交通計画図	1/1,000~1/2,500 程度
・道路計画平面図	1/1,000~1/2,500 程度
・幹線道路縦断図	水平 1/1,000 程度・垂直 1/200 程度
・道路標準横断図	1/100 程度
・標準構造図（道路）	1/50~1/100 程度
・排水計画平面図（雨水・污水）	1/1,000~1/2,500 程度
・幹線排水区画割平面図（雨水・污水）	1/1,000~1/2,500 程度
・幹線流量計算書（雨水・排水）	
・標準構造図（雨水・污水排水）	1/50~1/100 程度
・公園緑地計画図	1/1,000~1/2,500 程度
・公園計画平面図	1/1,000~1/2,500 程度
・標準構造図（公園）	1/50 程度
・上水道計画平面図	1/1,000~1/2,500 程度
・総合基本設計図	1/1,000~1/2,500 程度
・土地利用計画図	1/1,000~1/2,500 程度
・各作業概算数量計算書	
・概算工事費	
・年次計画説明書	
・基本設計説明書	

### (3) 開発許認可協議・申請業務

那須塩原市土地開発指導要綱（平成26年那須塩原市告示第18号）に基づく協議及び都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づく開発許可申請等、関係法令に基づく開発許認可に関する協議・申請図書を作成の上、協議・申請等を代行する。

#### 【成果品】

- ・那須塩原市土地開発指導要綱に基づく協議図書
- ・都市計画法に基づく公共施設管理者同意・協議図書
- ・都市計画法に基づく開発許可申請図書
- ・道路法に基づく公安委員会協議図書
- ・農地法に基づく農地転用許可申請図書
- ・土壤汚染対策法に基づく土地形質変更届出図書
- ・その他資料

### (4) 交通量調査・解析業務

新産業団地の整備に伴い発生する交通量が周辺道路に与える負荷を検討するため、「(1) 土地利用計画業務」での検討を基に交通量調査・解析の計画書を作成する。

計画書に基づき現況の交通量調査（3地点程度を想定）を実施する。また、新産業団地から発生する交通量・交通動線を設定し、将来の交差点交通量を予測・解析する（3交差点程度を想定）。

#### 【成果品】

- ・交通量調査・解析報告書

#### (5) 地元説明補助業務

発注者が本業務に関する地元説明を行う際の資料作成等を補助するとともに、必要に応じて同席するものとする（3回程度を想定）。

#### 【成果品】

- ・地元説明資料

#### (6) 打合せ協議

打合せは下記のとおりを予定しており、着手時と納品時には管理技術者を立ち合わせる事。  
なお、業務の性質上、発注者が必要とする場合には、適宜打合せを行うこと。

- ① 着手時
- ② 中間10回
- ③ 納品時

#### (7) その他

本産業団地は、従来の団地分譲方式（レディメイド方式）のほか、団地造成開始前までに企業等からの買入れの要望等があった場合には、企業の取得要望等に対して団地造成の一部又は全部をオーダーメイド方式に切り替える場合があるので、それらに対応できるよう準備すること。

### 5 成果品の提出

「4 業務内容」に示す成果品について、製本版2部（正・副）、電子データ2部を納品すること。

### 6 照査

受託者は、技術資料などの諸情報を活用し、十分な検討を行うことにより、質の高い成果の確保に努めなければならない。また、工期を遵守するとともに、設計全般にわたり、十分な照査を行い、成果に誤りが生じないようにしなければならない。

### 7 疑義

本業務の内容に疑義が生じた場合は、受託者は発注者と協議のうえ決定すること。